

再チャレンジプログラム 第2回

春田 尚純

1 法律家に求められる能力（復習）

①法的知識、②文章力、③構成力、④法的思考

2 法的知識の入れ方（復習）

一言で言えば、「全体の地図をつかんで、どこの話をしているのかを明確にする」ことが重要。民法で言えば、条文の定義・趣旨・要件・効果だけをまずは確認する。その上で、判例を読む。そうすると、「この判例は2つ目の要件の解釈をしたものだな」、「この判例は解釈論ではなく条文をあてはめた例を示した判例だな」、「この判例は効果論に関するものだな」などと位置付けが出来る。

刑法でも同じ。構成要件（実行行為、結果、因果関係、故意）、違法性、責任のどこの話をしているのかを意識しなければならない。

3 答案の書き方（復習）

(1) 問題提起

- ア. 事実の摘示（Xは…を請求している。）
- イ. 条文選択（この請求は、●条に基づくものである。では、この請求は認められるか）
- ウ. その条文が問題となった理由

(2) 要件

- ① 要件A → 明らか
- ② 要件B → 明らか
- ③ 要件C ⇒ 条文そのままでは微妙。解釈論の展開（いわゆる論パ等）

(3) あてはめ

- ア. 事実（本件では、Xは…をしている。また、…という事情もある。）
- イ. 評価（通常、…ということをしていれば、…といえる。）
- ウ. 解釈適合（よって、（解釈論）にあたる）

(4) 結論

要件を満たす⇒条文成立⇒請求が認められる。

※憲法の三段階審査

流れは、①保護範囲、②権利侵害、③正当化（基準）、④目的、⑤手段。

以上

【問題1】 憲法

Xは、電柱の所有者または管理者の承諾を得ず、「第一〇回原水爆禁止世界大会を成功させよう、愛知原水協」などと印刷したビラ（以下「本件ビラ」という。）を、糊を使用して裏面が全面的に密着する方法で貼り付けていたところ、この行為が軽犯罪法1条33号前段にあたるとして起訴された。

Xは軽犯罪法1条33号前段が憲法に違反すると主張できるか。Xの立場で論ぜよ。

【参考条文】

・ 軽犯罪法第1条

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

第33号

みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし…た者

・ 刑法

(拘留) 第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘置する。

(科料) 第十七条 科料は、千円以上一万円未満とする。

【問題2】 刑法

甲（25歳、男性）は、以前から強い恨みを抱いていたA（22歳、男性）を殺害しようと試み、令和元年7月1日深夜0時過ぎ、街灯の無い路地裏にAを電話で呼び出した。甲は、当該路地裏でAを待っていたところ、ある人物が甲の名前を呼びながら甲に近づいてきた。甲は、この人物がAだと思い込み、その人物の腹部を持っていた包丁（刃渡り20cm）で刺した。

甲は、念のため、その人物の顔を確認したところ、その人物はAではなく、Aの弟であるBであると初めて知ったため、「とんでもないことをしてしまった」と後悔し、直ちに携帯電話で救急車を呼び、治療を受けさせたところ、一命をとりとめた。仮にBが適切な治療をしていなければ、Bは出血多量により死亡していた。

甲の罪責を論ぜよ。